

7月は差別をなくす強調月間です

取り組みにご参加ください

昭和44(1969)年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定されたことを重ねて、奈良県や県内全ての市町村では、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と位置づけて、あらゆる差別の解消を願って様々な取り組みを行っています。

差別をなくす市民集会

映画『35年目のラブレター』

子どもの頃、家庭の事情により学校に通えず、文字を知らずに育った。懸命に働き生きてきた。「ありがとう」という言葉だけでは足りない。文字の読み書きができなかった夫が、妻に送った一通の手紙。そこに綴られた想いとは・・・。



日時 7月18日(土) 午後1時～(午後0時30分受付)

場所 文化会館(大宇陀拾生871)

その他 入場無料・予約不要、要約筆記・手話通訳あり
託児希望者は要相談 ※7月2日(木)まで
駐車場に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてお越しください

「つらかったやろな。もう、苦しまんといてね」

文字の読み書きができないことを知った妻が、夫にかけた言葉です。貧困やいじめで小学校に通えず、長年劣等感を抱えてきた夫は、この愛に報いるため、64歳で奈良市立春日中学校夜間学級への入学を決意。猛勉強の末、妻へ感謝のラブレターを書き上げました。

夫の人生を変えた夜間中学は、様々な事情で義務教育を受けられなかった方々の「学びを取り戻す場所」です。現在、県内には宇陀自主夜間中学を含む6つの夜間中学があり、約200人が学んでいます。近年は不登校だった若者の学び直しや、外国籍の方の日本語習得の場としても重要性が高まっています。

「あってはならないが、なくてはならない学校」と呼ばれる夜間中学。この温かな学び舎は、今も誰かの人生に確かな光を灯し続けています。

催し・内容	日時	場所
街頭啓発	7月1日(水)	近鉄室生口大野駅・榛原駅 榛原サンクシティ
人権啓発ポスター・標語展	7月1日(水)～31日(金) 閉庁日を除く ※最終日は正午まで	市役所1階ロビー
部落差別等撤廃と人権確立を目指す県民集会	7月31日(金) 午後1時～	橿原文化会館
人権・行政・心配ごと特設相談 (予約不要・無料・秘密厳守)	7月8日(水) 午前9時～正午	室生振興センター
人権相談 問 人権推進課 (☎82・2147)	7月15日(水) 午前9時～正午	大宇陀人権交流センター
行政相談 問 総務課 (☎82・1302)		
心配ごと相談 問 室生地域事務所 (☎92・2001)		

差別をなくす強調月間における取り組み

『人権三法』施行から10年

～人権に関する法律をご存じですか?～

問 人権推進課 (☎82・2147 / IP ☎88・9077)

その前に・・・

「人権」と聞くと、「大切なことだとは思うけど・・・ちょっと」とか「重たいもの」と感じる方がおられるかもしれません。

しかし、人権は決して特別なものではありません。

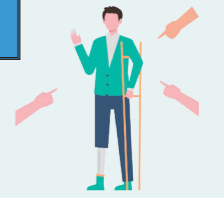
あなたも、あなたの周りの方も持っているとても大切なものです。



人権三法とは?

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障がいの有無に関わらず全員が同じように生活し学び楽しめる社会の実現を目指す法律であり、学校やお店などで車いす介助や筆談といったちょっとした工夫やお手伝い(合理的配慮)を行うことで障がいを理由とする差別をなくすことを大切にしています。



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

出身国や地域の違いを理由に、差別的な言動で人を傷つけたり排除したりすることをなくし、海外にルーツを持つ方を含む多様な方々が偏見なく互いを尊重し合いながら安心して共に暮らせる社会の実現を目指す法律です。



部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

生まれた場所や出身地を理由とする歴史的な差別(部落差別)をなくし誰もが尊重される社会の実現を目指す法律であり、インターネット上の誤った情報や偏見に基づく噂を信じたり広めたりせず、一人ひとりが正しい知識を持って差別のない社会をつくっていくことの大切さを示しています。



わたしたちにできることは?

わたしたちを取り巻く社会状況は大きく変化し、それに伴い人権課題は多様化・複雑化してきています。

人権が尊重された社会の実現には、わたしたち一人ひとりが人権を自分自身に関わる身近な問題として捉え、気づき、考え、行動することが大切です。

一人ひとりが人権意識を高め、お互いの違いを認め合い、人権を尊重し合える社会を築きましょう。

